

令和3年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和3年12月6日(月) 午後2時28分～午後3時47分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 5番 佐藤 隆幸 6番 佐藤 博一
7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治 11番 工藤 明秀
12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

4番 和田 京子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇
農政課職員

農業振興係長：井出 剛

6. 議事

議案第79号	農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	3件
議案第80号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	3件
議案第81号	農用地利用集積計画の承認について	12件
議案第82号	農用地利用集積計画の承認について～大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第83号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	13件
議案第84号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第85号	非農地証明について	5件
議案第86号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	14件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で、定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和3年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。
それでは審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、11番工藤明秀委員、12番釘宮恒憲委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第23号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告します。

なお、1番・4番・5番の案件は、議案第83号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。

2番・6番の案件は、議案第81号 農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

報告第24号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第79号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業分）、3件

議案第80号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、3件

議案第81号 農用地利用集積計画の承認について、12件

議案第82号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）、1件

議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、13件

議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第85号 非農地証明について、5件

議案第86号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、14件

以上、52件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第79号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第79号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うもの
あります。

1番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番・3番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第79号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第79号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認すること
に決定します。

議長

続いて、議案第80号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第80号の農用地利用配分計画案は、先程議案第79号で承認いただいた案件について、農地中間管
理事業により賃貸借による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第80号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

議案第80号の2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

議案第80号の3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は3件とも、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

ただいま議案第80号について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第80号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時37分)

議長

再開します。

議長

議案第81号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第81号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に議案第81号の7番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の7番の借り手は、認定農業者である○○○○です。6年間の賃貸借、新規設定です。

事務局

現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま議案第81号の7番について事務局による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第81号の7番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第81号の7番 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

○番〇〇〇〇委員はご着席下さい。

議長

続いて、議案第81号の1番から6番、8番から12番について説明をお願いします。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻・花き中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻・果樹中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻・椎茸中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻・野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇です。7年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第81号の1番から6番、8番から12番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第81号の1番から6番、8番から12番、農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第82号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この議案第82号の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町陽目字辻〇〇〇〇番外7筆、田7筆、畑1筆、合計面積13,548平方メートルを、農地売買支援事業により所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。

譲受人の経営規模は、773,221平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第82号の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は3人です。農機具はトラクター7台、田植機2台、コンバイン2台を所有しております。稲作、野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま調査報告がありました、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第82号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第83号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第83号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に議案第83号の12番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の12番の案件は、譲渡人○○○○から譲受人○○○○へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字塔ノ元○○○○番外3筆、田4筆、合計面積9,286平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、23,861.55平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第83号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン共用で2台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第83号の12番について、担当委員による報告がありました、ご意見、ご質疑はありませ

んか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第83号の12番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号の12番農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

○番○○○○委員はご着席下さい。

議長

議案第83号の1番から11番、13番について事務局に説明を求めます。

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の1番の案件は、譲渡人○○○○から譲受人○○○○へ、申請地の竹田市大字平田字左右水○○○○番外16筆、田14筆、畑3筆、合計面積8,995平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、9,430平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員は欠席ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事務局

議案第83号の1番ですが、和田京子委員から報告書をいただいておりますので読み上げて調査報告します。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・耕うん機1台を購入予定しております。根菜やハーブを栽培するほか馬の飼育も行っており、馬の餌のため牧草を植える計画で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積10,266平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,659平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第83号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン共同1台・田植機共同1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思われま

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字太田字寄木〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積1,533平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,678平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第83号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。この人は〇〇〇〇をしています。農機具は、トラクター1台・コンバイン2台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思われま

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の4番の案件は新規就農です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字上坂田字行長〇〇〇〇番外12筆、田11筆、畑2筆、合計面積8,132平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,132平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第83号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台、いずれも前の所有者から譲り受けたものです。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。前の持ち主の方に相棒がおりますので、その人が大きく農業をしている人で、共同でやっていたから購入後もその人の力を借りて、農業に関することは間違いなく出来ると思います。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字下坂田字石ヶ迫〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積3,667平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、20,331平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第83号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番・7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の6番・7番の案件は、新規就農です。

6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬背野字下津江〇〇〇〇番、畑1筆、面積1,742平方メートルを所有権移転するものです。

7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬背野字中畑〇〇〇〇番外3筆、畑4筆、合計面積5,436平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6番と7番の案件を併せ7,178平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第83号の6番・7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、現在のところは所有していません。隣接する宅地への移住を機に、果樹栽培を行う計画で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字七里川〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積6,483平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、18,485平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第83号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。ま

た、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

す。地目は畑なんです、耕作放棄地となっていました。本人が隣接する農地なので、す

ず竹を切って畑として復旧して使うとのこと

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めま

事務局

議案第83号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字新谷〇〇〇〇番外2筆、田1筆畑2筆、合計面積2,991平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、56,921平方メートルであり下限面積要件を充たしま

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第83号の9番の調査報告をいたしま

す。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

議長

続いて、10番の説明を事務局に求めま

事務局

議案第83号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字古市〇〇〇〇番外2筆、田2筆、畑1筆、合計面積6,329平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、125,151平方メートルであり下限面積要件を充たしま

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第83号の10番の調査報告をいたしま

す。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台・田植機リース1台を所有しております。この田植

機リースについては明年4月に買い取りをする予定との事です。稲作、特にWCS、トマト中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字山群〇〇〇〇番外6筆、田7筆、合計面積9,001平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、23,742平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第83号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター5台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、13番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の13番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字下ノ平〇〇〇〇番外10筆、田8筆、畑3筆、合計面積11,356平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、11,356平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第83号の13番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第83号の1番から11番、13番について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

長野委員。

3番 長野幸生委員

1番、たびたび〇〇〇〇さんの名前が出てきますが、場所はどこですか。現実には牧草を植えて、放牧地にすると思うんですが、下の方にあたる田に影響があり、嫌がられると思いますが。

事務局

場所は、平田から小仲尾に抜ける農免道路の途中の〇〇〇〇さんのところ。基本的には牧草を植えるという事です。耕作しておらず、荒れていますので耕起して植えるとのこと。

3番 長野幸生委員

全体が谷になっていて、下の谷まで田が無いので、影響はなさそうなので大丈夫だと思います。

議長

ほかにありませんか、

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第83号の1番から11番、13番について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号の1番から11番、13番、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字長湯字馬見塚〇〇〇〇番、面積444平方メートルの畑です。

この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、申請地の南西約400メートルの父宅に同居していますが、新築住宅を父宅の近くに考え、父親所有の畑に使用貸借の権利の設定を行い、住宅建設を計画したものです。排水については、道路側溝へ流す計画で管理者との協議済みです。工事期間は、令和4年2月1日から令和4年4月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第84号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると思います。

議長

ただいま議案第84号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第84号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第85号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する竹田市大字上坂田字座主〇〇〇〇番外2筆、登記地目、田1筆、畑2筆、面積220平方メートルです。当該地は狭小等で平成元年頃から農地として管理できなくなり現況は竹林・雑種地となっています。

顛末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

1番の案件の調査報告をいたします。

現地確認の結果、現状は竹林・雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

相当古い時代からで、近頃の話じゃありません。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市荻町馬場字狐塚〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積12平方メートルです。当該地は隣接地への進入路の一部として使用しており、現況は雑種地となっています。

始末書が添付されています。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字久住字七里川〇〇〇〇番外6筆、登記地目田2筆、畑5筆、面積433平方メートルです。当該地は、害獣被害がひどく農地として管理できなくなり放置していたため、現況は原野となっています。

始末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

現地は長年にわたり耕作された形跡が見られません。復旧困難です。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字芋ヶ迫〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積94平方メートルです。当該地は、平成5年頃コンクリートブロックを積み、現況は雑種地となっています。

始末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第85号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字馬見塚〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1008平方メートルです。当該地は、平成元年頃、隣接の宅地と一体として牛舎を建築し、現況は農業用施設用地となっています。

始末書が添付されています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は農業用施設用地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われる。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

これは先程の宅地のすぐ裏の土地です。これは農業用倉庫です。

議長

ただいま議案第85号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第85号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第85号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第86号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局

議案番号第86号の1の1番から8番の案件は、中山間地域等直接支払交付金申請にかかる編入のため、一括して説明いたします。

議案第86号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積884平方メートル。

議案第86号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字次倉字瀬ノ口〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積1,867平方メートル。

議案第86号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字次倉字瀬ノ口〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積1,061平方メートル。

議案第86号の1の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字川床字田仲〇〇〇〇番、田1筆、面積696平方メートル。

議案第86号の1の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字川床字井出添〇〇〇〇番、畑1筆、面積370平方メートル。

議案第86号の1の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字平田字成迫〇〇〇〇番、田1筆、面積374平方メートル。

議案第86号の1の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字平田字高平〇〇〇〇番、田1筆、面積363平方メートル。

議案第86号の1の8番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字福原字中畑〇〇〇〇番、田1筆、面積568平方メートルを、今回編入する計画の農地です。

議長

議案番号第86号の1の1番から7番について、1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

議案番号第86号の1の8番について、5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の9番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の1の9番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字久住字昼塚〇〇〇〇番、登

記地目山林1筆、面積10,191平方メートルを、令和元年度草地畜産基盤整備事業再編整備事業で草地造成改良を行い永年牧草地としたため、今回編入する計画の農地です。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

この採草放牧地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって採草放牧地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の10番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の1の10番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字白丹字野稻原〇〇〇〇番、登記地目山林1筆、面積5,577平方メートルを、草地畜産基盤整備事業で草地造成改良を行うため、今回編入する計画の農地です。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

この山林は以前は栗園でした。それをこの度の事業で改良するわけですが、農業振興のための基盤として、草地畜産基盤整備事業で草地造成改良を行う必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の11番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の1の11番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市直入町大字下田北字芦瀬〇〇〇〇番外1筆、登記地目山林2筆、合計面積21,220平方メートルを、草地畜産基盤整備事業で草地造成改良を行うため、今回編入する計画の農地です。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

この山林は農業振興のための基盤として、草地畜産基盤整備事業で草地造成改良を行う必要があるため、編入に問題はないと考えます。実際牛舎の隣地になっています。

議長

続いて2の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字次倉字高須〇〇〇〇番外4筆、田5筆、面積4,494平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字久保字笹原目〇〇〇〇番、田1筆、面積631平方メートルを、農家用住宅用地とする計画の農地です。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第86号の2の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字栢木字平〇〇〇〇番、田1筆、面積8,936平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。周りは全て山でした。

議長

ただいま議案第86号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第86号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会 第12回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(15時47分)

令和3年12月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....